

訪問介護の利用料

* (介護保険告示上の相当額を徴収)

【基本部分：訪問介護費（1回あたり）】

区分内容		サービス区分内容	単位数	基本利用料
身体介護	身体0	20分未満の身体介護	183	1,830円
	身体1	20分以上30分未満の身体介護	274	2,740円
	身体2	30分以上1時間未満の身体介護	435	4,350円
	身体3	1時間以上1時間30分未満の身体介護	635	6,350円
生活援助	生活2	20分以上45分未満の生活援助	200	2,000円
	生活3	45分以上の生活援助	246	2,460円
身体+生活	身1生1	20分以上30分未満の身体介護 +20分以上45分未満の生活援助	347	3,470円
	身1生2	20分以上30分未満の身体介護 +45分以上70分未満の生活援助	419	4,190円
	身1生3	20分以上30分未満の身体介護 +70分以上の生活援助	492	4,920円
	身2生1	30分以上1時間未満の身体介護 +20分以上45分未満の生活援助	507	5,070円
	身2生2	30分以上1時間未満の身体介護 +45分以上70分未満の生活援助	580	5,800円
	身2生3	30分以上1時間未満の身体介護 +70分以上の生活援助	652	6,520円
	身3生1	1時間以上1時間30分未満の身体介護 +20分以上30分未満の生活援助	707	7,070円

* 上記利用料は特定事業所加算（Ⅲ）を適応

- ※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けられた目安の時間を基準とします。
- ※ 1時間30分以上の身体介護の利用単位数は635単位に所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数となります。
- ※ 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合は、身体介護の単位数に生活援助の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに66単位（198単位を限度とする）を加算した単位数となります。

【加算料金】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	利用単位数	利用金額
夜間・早朝加算	基本単位の25%増し	
深夜加算	基本単位の50%増し	
緊急時訪問介護加算	100単位/1回	1000/1回
初回加算	200単位	2,000円
介護職員処遇改善加算		介護報酬総単位数×13.7%

(注1) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。